

室生ダム湖面利用ルール

1. 目的

室生ダム湖面利用ルール(以下「本ルール」という。)は、湖面を利用するすべての者が公平に安全に利用できること、室生ダム湖の安全な利用促進、および重要な水源確保、適切なダム管理を目的とし、「室生ダム水源地域ビジョン実行連絡会」の協議により定められました。

室生ダムの水は、貯水池内の初瀬取水塔から取水され、桜井浄水場より奈良県下7市9町村に給水され、多くの人々の生命財産の源となっています。

2. 事故責任の原則と迷惑行為の禁止

湖面利用において発生したすべての事故については自己責任となります。従って、事故処理費用は全額、当該利用者の負担となります。

貯水池及びその周辺地域の居住環境の保全に配慮し、騒音発生等の迷惑行為を禁止します。

3. 湖面利用ルール

① 船の乗り入れおよび立ち入り禁止区域

室生ダム湖内および水質保全ダム上流は、船舶等の乗り入れを禁止しています。

ダム堰堤から網場設置区間及び初瀬取水塔上下流200m区間並びに水質保全ダム上下流200m区間が立ち入りを禁止しています。

4. 救命胴衣の着用

湖面での遊漁者は救命胴衣の着用を推奨します。

5. 遊泳の禁止

ダム湖は河川と違い岸からすぐに深くなり、急激な水温変化があり危険であるため、遊泳を禁止します。

6. 遊漁禁止区域

ダム堰堤から下山橋区間、龍鎮橋下流30m区間及び赤人橋下流500m区間並びに水質保全ダム上下流200m区間は、遊漁禁止区間です。

7. 遊漁のルール

室生ダム湖での遊漁においては、別途「宇陀川漁業協同組合」「室生漁業協同組合」の定める遊漁規則を遵守しましょう。

8. 環境保全

- ① 室生ダム湖は、奈良県下7市9町村の重要な水源です、水質に悪影響を与えるような行為はすべて禁止します。
- ② 他の利用者の迷惑となる行為を禁止します。
- ③ ゴミ等は持ち帰りましょう。
- ④ 外来魚等を放流しないでください。
- ⑤ ダム湖内に釣り場等を設置しないでください。
発見した場合は設置者に撤去命令を出します。
- ⑥ ダム湖周辺では、火気の使用(たき火、バーベキュー等)を禁止します。

室生ダム釣り禁止区域

